

平成27年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成27年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成27年6月18日(木)

場所 さいたま共済会館 501、502会議室

出席者(11名) (敬称略)

小谷野 五雄	宮崎 栄治郎	諸井 真英
近藤 文彦	中川 進	石井 幸男
磯 哲也	山崎 彰	加藤 孝夫
小林 玲子	西川 正純	

欠席者(2名) (敬称略)

尾崎 啓子	野上 武利
-------	-------

事務局 飯島 総務部長
三須 学事課長
都留 学事課副課長
藤原 高等学校担当主幹
植竹 幼稚園担当主幹
加来 専修各種学校担当主幹
矢沼 高等学校担当主査
小村 幼稚園担当主査
伊東 専修各種学校担当主査
八田 高等学校担当主任
山口 高等学校担当主任
並木 幼稚園担当主任
小林 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

3 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、近藤 文彦委員、西川 正純委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成27年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成27年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成27年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

5 報告事項

（1）報告事項

報 告 事 項
高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

（2）報告内容

別添「審議記録書」のとおり

6 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時40分閉会を宣言した。

平成27年6月18日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 近藤 文彦

委 員 西川 正純

(別紙1)
学事第305号
平成27年6月18日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成27年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- 2 平成27年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- 3 平成27年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お疲れ様です。お忙しいところありがとうございます。間もなく開会ですが、最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元にダブルクリップでとめてございます。開いていただきますと、資料ごとにホチキスどめをしております。次第、委員名簿、配席図、それから資料の1から5-2まで、それぞれございます。そして、報告事項、参考資料1から3、それと御参考までに条例、要綱を付けさせていただきます。よろしいでしょうか。

それではお待たせいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課長の三須と申します。よろしく申し上げます。

1 委嘱状の交付

今回は、第1回目の審議会ということになりますので、開会に先立ちまして、この度委員をお引き受けいただきました皆さまに、飯島寛総務部長から委嘱状をお渡しさせていただきます。委員の皆様のお席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのまま、お席でお待ちください。

[対象委員に対して委嘱状交付]

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 ありがとうございます。続きまして、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが加藤会長から時計回りをお願いしたいと思います。

○加藤会長 昨年、皆様の御推挙を賜りまして、私立学校助成審議会の会長を仰せつかりました加藤でございます。今年2年目ということになりますけども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小谷野委員 どうもみなさんこんにちは。私は、自由民主党県議員団の団長を務めさせていただきます、県議会議員の小谷野と申します。選出は日高区です。よろしくお願い申し上げます。

○宮崎委員 こんにちは。新委員でございます、県議会議員の宮崎と申します。さいたま市の南区から選出させていただきます。どうぞ、いろんな形で、勉強方々、御意見を拝聴しながら、また、意見をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○諸井委員 皆さんこんにちは。私も県議会から委嘱されました諸井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は羽生市、県北東部に位置していますが、そちらから選出されております。御指導くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 小林委員 弁護士の小林です。よろしくお願いします。
- 西川委員 公認会計士の西川と申します。埼玉県公認会計士協会の副会長をやらせていただいております。よろしくお願いします。
- 山崎委員 専修学校・各種学校協会の方から委員に推薦されております山崎と申します。何年か委員を務めさせていただいておりますが、ちょっと学校種が違いますので、いつも切り口が違おうと思いますが、またいろいろとお願いを出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 石井委員 埼玉県私立幼稚園連合会の方から推挙されました石井幸男と申します。私は、三郷市に在住をしております。今日はよろしくお願いします。
- 磯委員 同じく、埼玉県私立幼稚園連合会の副会長をさせていただいております、石井先生と同じ副会長でございますが、幼稚園連合会を代表いたしまして、お話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
- 中川委員 中高協会の副会長をやらせていただいております中川と申します。よろしくお願いします。
- 近藤委員 中川先生と同じように、埼玉県の私立中高協会からこちらに参加させてもらっている近藤と申します。普段は城北埼玉という学校の理事長を務めています。

- 司会 ありがとうございます。なお、野上武利委員、それから尾崎啓子委員におかれましては、本日所要によりご欠席でございます。
続きまして、事務局職員を御紹介します。
総務部長の飯島寛でございます。
- 飯島総務部長 飯島です。どうぞよろしくお願いします。
- 司会 学事課副課長の都留雅己でございます。
- 都留副課長 よろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主幹の藤原海人でございます。
- 藤原高等学校担当主幹 よろしくお願いたします。
- 司会 幼稚園担当主幹の植竹眞生でございます。
- 植竹幼稚園担当主幹 よろしくお願いいたします。
- 司会 専修各種学校担当主幹の加来卓三でございます。
- 加来専修各種学校担当主幹 よろしくお願いたします。
- 司会 高等学校担当主査の矢沼裕一でございます。
- 矢沼高等学校担当主査 よろしくお願いたします。
- 司会 幼稚園担当主査小村秀明でございます。
- 小村幼稚園担当主査 よろしくお願いいたします。
- 司会 専修各種学校担当主査の伊東祐一でございます。
- 伊東専修各種学校担当主査 よろしくお願いいたします。

○司会 改めまして、私は、学事課長の三須康男でございます。よろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

○司会 それでは、開会に先立ちまして、飯島総務部長から御挨拶を申し上げます。

○飯島総務部長 それでは改めまして、総務部長の飯島でございます。

審議会委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたりまして、多大な御協力、御支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。また、本日雨の中、御多忙の中、この埼玉県私立学校助成審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

私立学校につきましては、公立学校とともに公教育の一翼を担っておりまして、本県の教育において重要な役割を果たされております。このため、県では、私立学校に対しまして、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校経営の安定を図ることを目的といたしまして私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。

本審議会につきましては、この運営費補助金の配分の基本方針につきまして、御審議いただくものでございます。委員の皆様方の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより大きな効果を発揮できるように、配分に努めてまいります。委員の皆様におかれましては、それぞれの分野でのご経験を踏まえまして、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 開会、諮問書の手交

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしてございますので、ただ今から平成27年度第1回の審議会を開会いたします。

飯島総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

(会長に諮問書を手交)

5 会長挨拶

○司会 それでは、加藤会長から、一言御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○加藤会長 それでは、僭越でございますけれども、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。ただ今、総務部長さんから私立学校に対する運営費補助金の基本方針についての諮問書をお受けいたしました。ただ今から、委員の皆様へ御審議いただきたいと思っておりますけれども、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきますよう、実りある審議を尽くしてまいりたいと存じます。

議事の公正な運営を心がけてまいりますので、委員の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

6 議事録署名委員の指名

○加藤会長 それでは、条例第 6 条第 1 項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入ります前に、条例第 8 条第 2 項の規定により、今回の議事録署名委員を指名させていただきたいと存じます。西川正純委員さん、近藤文彦委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。条例第 7 条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。傍聴者の方がおりましたら、傍聴者の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局 本日は、特にございませぬ。

○加藤会長 分かりました。ということでございますので、よろしくお願いいたします。

7 諮問事項 (3 件)

(1) 平成 27 年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校)

運営費補助金配分の基本方針について

(2) 平成 27 年度私立学校 (幼稚園)

運営費補助金配分の基本方針について

(3) 平成 27 年度私立学校 (専修学校・各種学校)

運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。今回は、お手元の次第にもありますとおり、諮問事項 3 件でございますが、これらを一括して議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の 1 から説明させていただきたいと思います。お手元の資料 1、右上に資料番号が振ってあります、「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」を御覧ください。着座にて、失礼させていただきます。

本日は第 1 回目ということでございますので、基本的な考え方をまず確認させていただきたいと思います。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。「(1) 私立学校の教育条

件の維持、向上」、「(2) 在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、及び「(3) 私立学校の経営の健全性の向上」の3つを目的としております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。運営費補助金につきましては、毎年度、予算編成におきまして、県議会の御検討をいただき、総額を決定してございます。それを学校ごとに配分することになりますが、ここでいう基本方針は、その記載がありますように、配分方法について見直しの考え方を明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針をお示しするものであります。なお、基本方針につきましては、知事の諮問に応じ、この私立学校助成審議会に場におきまして御審議いただくこととなっております。

次に、「3 期待される効果」でございます。(1) 審議会でのオープンな審議を経ることで補助金配分の透明性と公平性が更に向上いたします。また、(2) 配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助効果が高まることとなります。

次に、お手数ですが、次のページ、資料2「平成27年度私立学校運営費補助予算の概要」を御覧ください。運営費補助金の予算総額は、この表の一番下の段の総合計にございますとおり、364億201万円でございます。

次に、上から3段目、高等学校(全日制課程)を御覧ください。補助総額は、27年度の小計欄にございますように、145億5,121万3千円で、生徒1人当たりの単価にしますと左側2つ隣の欄にあります、28万5,829円となります。

続きまして、次の段、4段目になりますが、幼稚園(学校法人立)を御覧ください。補助総額は、185億3,792万円で、園児1人当たりの単価は、同じく左側2つ目の欄になりますが、17万8,830円となります。

最後に、下から5段目、専修学校(高等課程)を御覧ください。補助総額は3,060万4千円で、生徒1人当たりの単価は、7万6,700円となります。

その次の段、専修・各種学校(専門課程等)を御覧ください。補助総額は2億1,174万円で、生徒1人当たりの単価は、2万3,440円となります。

今回は、これら予算総額について、具体的にどのように学校に配分していくかという基本方針につきまして御審議をいただくものでございます。この後、各担当から、詳細を説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。座って説明させていただきます。

本日は初回でございますので、まず、現行の基本方針について御説明いたします。続いて、私立学校関係者への皆様へのヒアリングを踏まえまして、検討が必要な項目を

3-2として検討の視点を御説明いたします。

まず、お手元の現行の基本方針でございます。1を御覧ください。配分の基本的な考え方でございますが、配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の二つの枠を設け、

それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めております。

基礎配分とは、経常的経費に対し予算の範囲内でその一部を補助するもので、いわゆる人件費ですとか、教育研究経費など、正に学校運営の基本となる支出に対する補助でございます。

政策誘導配分ですが、教育条件の向上や、特色ある教育の実施など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

このような配分基準に基づき、補助金を交付することで、教育条件の維持・向上や、保護者の経済的負担を軽減することを目的としております。

次に、ページ中段2の基礎配分の(1)高等学校を御覧ください。高校では、補助対象経費方式という配分方法を採用しております。前年度決算書の支出額に基づき一定割合を補助するものでございまして、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。

左側の欄、配分項目としましては、決算書から①人件費、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係の支出を抽出しまして、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、(2)中学校と一番下(3)小学校でございます。生徒一人当たりの補助単価を設定いたしまして、生徒数を乗じて補助額を決定する単価方式という配分方式を採用している、その都合上、大変分かりやすくなっております。

恐れ入りますが1枚おめくりください。2ページ目の「3政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正でございます。低額な生徒納付金で運営する学校に加算し、高額な納付金の学校から減算することで、父母負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算でございます。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで学校運営の安定化を図ろうとするものでございます。

次に、③学級規模補正でございます。高等学校設置基準で、原則1学級40人以下とされていることを踏まえ、40人以下の少人数学級で運営する学校へ加算することで、少人数学級編成を誘導しております。

次に、④学校関係者評価実施加算でございます。評価を実施した学校に加算することで、学校関係者評価の積極的な実施を誘導いたします。

次に、⑤本務教員充足加算でございます。本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指すものでございます。

次に、⑥特色教育加算でございます。世界に羽ばたく人材の育成を促進するため、海外留学や特色あるIT教育、理科教育等を行う学校に対し加算するものでございます。

欄外の※印を御覧ください。小学校は、⑥特色教育加算の1項目としております。これは、県内の小学校が5校に限られること、1学級当たりの生徒数がおよそ30人と、既に少人数学級による授業が行われていることなどを考慮し、基礎的な配分に重点を置いた配分としております。また、※印の2つ目、中学校でございますが、②小規模校加算について、高等学校と比べて、学校ごとの規模の違いが小さいため、これを適用しないこととしており

ます。

恐れ入りますが1枚おめくりください。資料3-2でございます。「配分の基本方針に係る検討の視点（高等学校）」について、御説明いたします。

小規模校の加算について、かぎかつこの現状でございますとおり、高等学校等におきましては、政策誘導配分の小規模校加算において、実員720人以下の学校に対し、現在500万円を加算しているところでございます。

次に課題でございます。生徒1人当たりの経費が高く、経営が厳しくなる傾向がある小規模校につきましては、中規模・大規模校と比べまして、消費支出比率、これは企業会計での費用に当たる消費支出を企業会計での収益に当たる帰属収入で除して求めるものでございますが、この差が大きい状況でございます。

生徒1人当たりの経費で見ますと、生徒数1,500人以上の大規模校を1とした場合、小規模校はおよそ1.5になりまして、経費がかさんでいる状況でございます。

また、昨年度末に私立学校審議会におきまして、知事に対し、私立高等学校の定員に関する提言が提出されましたが、その中で小規模校につきましては、安定的な学校運営が損なわれないよう配慮を求めているところでございます。

なお、この提言を踏まえまして、埼玉県では全日制高校における定員の取扱いを5月に策定いたしました。そして現在、学校に定員変更の意向を調査しているところでございますが、入学定員の増員を希望する学校で、取扱いに定めた要件を満たした学校につきましては、来年度、28年度から期間を限定した入学定員の増加を行う予定でございます。

以上を踏まえ、小規模校への加算額を充実することについて、御審議をお願いするものでございます。小・中・高等学校について、説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、諮問事項の「(2)平成27年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」、御説明申し上げます。すみません、座って御説明させていただきます。

最初に、現行の基本方針でございますが、資料4「平成26年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を御説明申し上げます。

まず、1の配分の基本的な考え方でございますが、幼稚園におきましても、基礎配分と政策誘導配分の二つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式をとっております。

具体的な配分項目でございますが、まず、2の基礎配分では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

まず、①の園児数割でございますが、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものでございます。なお、定員超過の場合は、超過人数分を減算することとしております。

次に、②の園割でございますが、全ての園に一律に定額、450万円を配分するものでございます。

次に、③の常勤教員割でございますが、実学級数に、定員の規模に応じて2人又は3人を加えるなどした標準の教員数を算出し、これに補助単価を乗じて得た額を配分するものでございます。

次に、④の常勤職員割でございますが、補助単価に、2名を上限としまして常勤職員数を乗じて得た額を配分するものでございます。

次に、⑤の満3歳児数割でございますが、補助単価に、1月の始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

続きまして、3の政策誘導配分について、御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で9項目ございまして、①から⑥までの6項目は加算により、また、⑦から⑨までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。

まず、①の3歳児保育促進加算でございますが、きめ細かな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものでございます。

次に、②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の促進を図るものでございます。

次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額などの基準額未満の場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算するものでございます。また、併せて、納付金の抑制による教員の給与水準の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額などの基準額以上の場合、加算単価を増額して配分しているものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。④の1種免許状保育促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものでございまして、幼児教育の多様な展開に対応できる人材の確保を促進しようとするものでございます。

次に、⑤の小規模園加算でございますが、園児数が150人以下の小規模園に、一定額100万円を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものでございます。

次に、⑥の安全管理対策加算でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進しようとするものでございます。

続きまして、⑦からは減算調整の項目でございますが、⑦の定員超過調整は、園則で定める収容定員を超えて保育をしている幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するもので、定員の遵守を誘導し、適正な幼稚園運営の確保を図るものでございます。

次に、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するもので

ございます。

次に、⑨の剰余金保有調整でございますが、財務計算書における剰余金の額が 3 億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

以上が、平成 26 年度の私立幼稚園の配分の基本方針でございます。

続きまして、平成 27 年度の配分の基本方針に係る検討の視点について、御説明申し上げます。資料 4-2 を御覧いただきたいと存じます。小規模園に対する加算について御説明申し上げます。現状でございますとおり、現在の配分基準では、政策誘導配分の小規模加算において、実員 150 人以下の幼稚園に 100 万円を加算しております。

平成 23 年度までは、実員 90 人以下の園に 50 万円を加算しておりましたが、150 人以下の園の運営が厳しいということで、現状でございますとおり、150 人以下の園まで対象を拡げ、額についても 100 万円に増額したものです。

検討に係る課題でございますが、小規模園につきましては、園児 1 人当たりのコストが高く、経営が非効率となるため、更なる加算額の充実が必要ではないかと考えられます。

幼稚園の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料 5 を御覧いただきたいと存じます。最初に、現行の基本方針について、御説明いたします。1 の配分の基本的な考え方については、他の学種と同様でございます。

2 の基礎配分を御覧ください。専修学校・各種学校では学校の規模に応じた配分方法を採用しています。具体的には、左側の配分項目にあります①生徒数及び②教職員数それぞれに補助単価を乗じまして、予算の範囲内で補助するものでございます。

次に、3 の政策誘導配分について御説明いたします。まず、①専任教員充足加算でございます。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対して、加算配分をするものでございます。併せて、専任教員 1 人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、②生徒納付金教育還元加算でございます。生徒からの授業料など納付金のうち、教育に必要な経費の占める割合により、加算をすることで、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものでございます。

③安全管理・施設整備加算です。義務教育相当学齢児が在籍する学校に対しまして、施設の安全管理対策の徹底を図るものです。

④学校評価公開加算です。開かれた学校運営がなされるよう、学校の教育活動や運営状況につきまして、評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものです。

続きまして、次のページ、資料 5-2 を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明いたします。

教員の資質向上についてでございます。現状でございますとおり、とりわけ専修学校は、職業教育を行う教育施設であるため、各学校は学校外で開催される研修や講習、セミナー等に教員を派遣いたしまして、新たな技術や技能、専門知識、さらには指導法、教授法を習得させるなど、教員の資質向上に努めています。

検討に係る課題でございますが、教員の資質向上は学校全体のレベルアップにつながっていくものでございますので、こうした外部研修等への教員の派遣をさらに促すため、配分項目として追加できないかということにつきまして、御審議をお願いするものでございます。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○加藤会長 はい、ありがとうございました。ただ今、現行の配分の基本方針と、それとヒアリングの結果等を踏まえまして、検討の視点を整理いただいたものを説明いただきました。この件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。資料がたくさんあるものですから、御発言の際は、資料ナンバー等、併せてお示しいただければと存じます。では、御発言のある方、どうぞお願いいたします。

○近藤委員 座ったまま、失礼させていただきます。私は中高協会が出身でございますので、小学校、中学校、高等学校の補助金の分配について、一つお願いがございます。

その本題に入る前に、ちょっと2,3分お時間をいただいて、御説明をしたいと思います。学校の先生というのは、大きく分けて常勤と非常勤の2種類に分けることができます。学校基本調査でいうところの、本務教員と兼務教員です。

2週間くらい前でしょうか、ある新聞に、非常勤講師がいなくなることが教育の向上につながるという内容の記事が載っておりました。完全な筋違いですね。やはり、非常勤講師の方がいればこそ、教育の向上につながります。公立もそうだと思いますが、私立にとっても、非常勤講師は必要不可欠なものです。一つ、例を出します。私学にとって、入学者を一定にするというのは難しいこととして、1割の歩留まりを間違えたとして、本校、城北埼玉は80名しか募集をしていませんから、8名くらいにしかならないのでどちらでも、ということになります。400名募集しているところは40名、1クラス増えてしまいます。1クラス増えるということは、週に30、40時間増えてきます。3教科に関しては、学校にもよりますが、だいたい英国数を4時間くらいやっています。英語の教員は4時間プラスになってしまう。ただ、これは非現実的な対応です。必ずではないですが、その英語の教員は、クラス運営もするでしょうし、その中でいきなり4という数字が出てくることは、非現実的な対応です。そこで、非常勤講師の方をお願いして、調整をやってもらうという形になります。他にも色々よいことがあります。公立にとっても私立にとっても必要不可欠なものと思います。

ただ、必要不可欠ですが、多くなるのも問題です。今、多くなっていると思います。だからこそ、先ほどお話しした、新聞の記事のようなものや、県の資料でいただいているの

ですが、平成 18 年度人件費比率、要するに総収入の中で人件費がいくらになるのか、68.2 だったと思いますが、約 70%です。それが 26 年度になるとどうなるかという、今失念してしまっただけですが、減っています。減っているということは、収入が増えているのかという、増えているかもしれないけど、それ以上に非常勤を増やすなどして、人件費を圧縮している。

というところで本題です。お願いといたしましては、3 ページ目だったと思いますが、この私立学校の教育条件の向上を図るとというのが、補助の目的ということですので、その中で常勤が増えるような分配方式にしてもらいたい。具体的には参考資料の 1 になります。まず基礎配分。本務教員という言葉を探しますと、人件費のところの①本教員人件費とありまして、アとイとなっています。ちなみに、この 760 万というのは、私の聞くところによりますと、埼玉県私立学校教員の平均給与らしいです。それが平成 25 年度に 780 万から 760 万になっている。このことから、学校会計に余裕がなくなってきたというのがお分かりいただけると思います。これは、少ない方を参入するということになってはいますが、本務教員を増やすという趣旨からいくと、むしろ多い方を参入した方がいいのではないかと思いますけども、本校のような給与の高い学校が補助を多く受けてしまうものですから、多くの人の賛同を得ることは難しいかなと思います。

2 枚ページをめくっていただきまして、本務教員充足加算を御覧になってください。ありがたいことに本校は、結構というわけでもないですが、もらっています。必ず 10 名弱くらいは出る。この金額を多くすることによって、学校が本務教員、常勤を雇うという動機付けになるような、そういう配分にしていただければ埼玉県私学教育の向上につながるのではないのでしょうか。

同じ観点で、先ほどありました、小規模校に手厚くするという、小規模校だからといって、文部科学省の学習指導要領をカットするわけにはいきませんので、どうしても非常勤講師の数が増えてしまう。やったことがないので実態は分かりませんが、まず間違いないと思います。その観点からも、これは大変ありがたい項目だと思います。何か、中川先生補足されることはありますか。

- 中川委員 ございません。
- 近藤委員 そうですか。では、よろしくをお願いします。
- 山崎委員 今の件で御質問してもよろしいですか。
- 加藤会長 山崎委員よろしくをお願いします。
- 山崎委員 1 つ御質問させていただきます。中高さんの方には言っていることではないので誤解のないようお願いしたいのですが、今年度の予算を見ますと、高等学校さんの全日制が、だいぶ、金額が上がっているような気がします。

学生の数を見ますと、516 人プラスとなっておりますので、当然この分は高くなると思いますが、この分を除きましても 2 億 4 千万弱くらい更に補助額が上がっていると思います。我々はいつもこの運営費補助金を検討いただく中で、枠が限られなかなか上げられないと

ということで、要望をあまり申し上げられずに来ました。しかし、この様に大幅に額が上がっていることに対して、ご説明いただきたいと思います。

○加藤会長 事務局の方でただ今の質問に対してお答えをお願いします。

○事務局 まず近藤先生が仰っていました人件費の比率 25 年度決算ベースでいきますと、支出の 65.4%を占めてございます。仰るとおり支出の大多数を占めるということで、学校の皆さんがそれぞれの経営方針に則って、本務教員、兼務教員の比率などを教育内容に応じて実施されており、方針に則って決めてらっしゃると存じております。

今、山崎委員から御質問のありました高等学校運営費関係だと思いますが、高等学校運営費が伸びている理由といたしましては、高等学校は決算を反映している補助対象経費方式で進めておりまして、その決算額自体が伸びているということが大きな原因でございます。

○加藤会長 よろしいですか。

○近藤委員 はい。分かりました。

○加藤会長 事務局の方はいいですね。山崎先生。

○山崎委員 分かりました。結構です。

○加藤会長 では、他の委員のみなさんから御質問等ございましたらお願いします。

○小林委員 すみません。

○加藤会長 では、小林委員さんお願いします。

○小林委員 弁護士の小林です。今のところで、決算額自体が伸びているということが理解しきれなかったのですが。高等学校の全日制に関して 27 年度の予算が 1 人当たりプラス 4,777 円で、専修・各種学校に関してはプラス 990 円とかプラス 300 円ということで、非常に金額が小さいと思いますが、年齢的には高等学校に行っている生徒さんも専門学校に行っている生徒さんもそれほど変わらない 10 代後半の方たちだと思います。同じようにしっかりとした手当をしなければいけないティーンエイジャーなのに関わらず、生徒 1 人当たりの生徒補助単価が非常に大きな差が開いている。大きな差があって、そしてプラスも 300 円という小さな金額で。どうやってこれを見ればいいのか疑問だったのですが。

○加藤会長 では事務局の方からお願いします。

○事務局 小林委員の御質問にありました、決算額が伸びている、ということにもう少し補足させていただきますと、今学校現場では、耐震関係の、耐震化事業を進めておりまして、そのような関係経費、耐震化に伴いまして、各種設備などを更新するなどいろいろと経費がかかっていることが一点ございます。もう一点が埼玉県内の私立学校、私立高校、現在生徒数が伸びておりまして、御覧のとおり人数が増員することに伴う経費の増ということでございます。

○事務局 申し訳ありません。若干補足させていただいてよろしいでしょうか。

当然のことながら、先ほど御説明申し上げたとおり、高校と、それ以外の学種の積み上げの計算方式が違うという話を申し上げました。

高校についてはより実態を表しやすい、基本的には決算ベースを元に予算化している。1人当たりで割返しますと一覧表の資料2にありますような単価ごとになってございます。私立学校の補助というのは埼玉だけじゃなく全国でやっていることでして、標準的に国が考えているいわゆる標準費という言葉を使わせていただいておりますが、国庫補助金や交付税措置がございまして。国庫補助金措置の伸びも合わせて勘案しながら当然予算化、御審議、御検討いただいております。

結果として、その場の議論になって申し訳ないのですが、専修・各種学校様の仕様上、国の措置、国庫補助、交付税がついてないところもございまして。そのようなところもトータルで見合いながら額を決めているというところもございまして。

ただ我々としては、ヒアリングを行っている中で経営実態を聞いていますので、その実態を分析しながら庁内の議論をさせていただいているところもございまして。

○加藤会長 小林委員さんよろしいですか。

○小林委員 同じ10代後半の青年たちが通う教育機関で、通わせている親御さんたちの経済状態としても全日制の高等学校よりも専修・各種学校の方が裕福だとは、とてもではないけど思えないのです。場合によっては全日制の優秀な私学の高等学校に行かれています方の御家庭よりも、専修・各種学校に通われている家庭の方が経済的に厳しい方が多いのかなと見られていると思う部分もあります。その時に、高等学校全日制的のほうは285,829円1人当たり出ていると。でも、専修・各種学校に対しては76,000円とか23,000円とか本当に小さな金額なのではないかと思えますと、同じ10代の青年たちがこれだけ差がついていいのかなと、素朴な疑問としてどうしても出てきてしまうのですが、やっぱり両方にしっかり力をつけさせる後押しが必要ではないかという、素朴な話でございまして。

○加藤会長 一言。

○事務局 御意見としていただいて、今後の予算折衝に役立たせていただきたいと思っております。ただ国の方では、いただいているいわゆる国庫補助金の学種ごとの考え方とか、交付単価、単価の伸びなどを考慮しながら、議論を進めさせていただくこととなります。よろしくお願ひします。

○加藤会長 小林委員さんよろしいですか。

○小林委員 はい。

○加藤会長 それでは、他に。磯委員さんどうぞ。

○磯委員 今のお話ですが、国の国庫補助金と地方交付税とそして県単という3つが合わさって運営費補助金が構成されています。幼稚園の運営費補助金の、178,830円の中で178,000円以上は、国庫補助金と地方交付税です。県単は約400円しか入っていない。これが実態です。ここをよく分かって頂きたい。この県単の金額が4年連続ずっと同じなのです。

運営費補助金は、前年度比2,230円の増ですが、この中から県単を引いた残りの部分が国庫補助金と地方交付税の増加分です。

そこで我々は県に県単を上げるように頑張ってくださいとお願いしている訳です。

もう一つは、小規模校に対する加算についてで、高校が小規模校、500万円、幼稚園の方が100万円ということです。幼稚園は150人以下に対して100万円を加算しています。高校は720人以下に対して500万円加算しています。

一つ違うところは、幼稚園の参考資料2の3枚目を御覧ください。平成26年度私立学校運営費補助金配分基準の3枚目の1番上、小規模配分対象園ごとに100万円と書いてあります。そこで、150人以下全ての園がいただけるならいいのですが、条件がありまして、そのうち一番最後のところに、当該学校法人から基準額（年間949万2,000円）以上の収入を得る教職員がいる幼稚園は除外するといっています。ところが、高校にそれはありますか、高校には一切ないのです。私はそれが言いたいのです。そういう規制がありません。高校の教職員がいくらいただいているか分かりませんが、これは、たぶん園の園長級だと思いますが、この金額以上もらっている園はいくら小さな園でも対象外です。というようなことが、今年ももしかすると続くかもしれません。今年もこの基準が入ってしまいますと自動的に加算がカットされてしまう、つまり小規模園加算はもらえないということになります。一方で、長く勤められてきた先生が、これを超える給料をもらって果たして高額と言えるかどうかという疑問もあります。ですから、そのところを一緒にして、小規模園の教職員は基準額を超える給料をもらってはいけないということはおかしいと思っています。失礼しました。

そういうことで、高校と比較して幼稚園だけなぜ基準額を超える収入を得る教職員がいる園を除外するのかということの説明いただきたい。そう思っています。

○加藤会長 ありがとうございます。石井委員お願いします。

○石井委員 幼稚園の方の追加でちょっとお話をさせていただきますと、資料2で、幼稚園の園児数が今年はずごく減っています。27年度の定員内実員というのがここに書いてあります。10万1,400人。マイナス6,027人。これがなぜかという、今年から子ども子育て支援新制度というのが始まりまして、認定こども園に移った園というのは、運営費補助金じゃなくて各市町村からの補助金ということになりまして、市の方に移りました。それで減ってしまっている。

その認定こども園制度というのが国の方で作ったのですけれども、子供を一号、二号、三号に区分します。一号の子供というのは、親が働いていなくて幼稚園に子供を通わせて、帰る時間になったら迎えに行きます。それは3、4、5歳の話ですけどね。同じ3、4、5歳でも親が働いていると二号認定になりまして、その子たちは多少手厚い援助が得られる訳です。例えばお昼の給食代というのも、働いている親に対しては給食が出る。同じ部屋の中で生活していても、同じ弁当の時間になったら片方は外部からとった四角い弁当を食べて、片方の二号認定の子は施設内で作った暖かい弁当を食べている。非常になんかこう、同じ年齢の子供でも、同じ幼稚園に通っていてもすごい現実があります。これ、憲法なんかから考えても平等じゃないなと思って、こういう制度がいつまで続くのかなと、なくなってしまう方がいいかと私は思っていますけれども。そういう現実がございます。

それともう 1 件、磯委員から、小規模園加算のお話がありましたけれど、150 人というところで区切っているのかなと思っております。私たちの幼稚園連合会の調査で、100%の回答率ではありませんが、100 人未満という幼稚園が、大変経営実態が厳しいです。まあ 150 人以下も厳しいですけど、100 人以下というのはもっと厳しい現実がありまして、例えば消費支出比率ということについて先ほどお話しがありましたけれども、収入に対する支出の割合ですが、今年度でいいますと 100%を超えている幼稚園が 47.5%あります。47.5%は赤字という考え方です。今までの蓄えとかあるから、取崩しながら運営をしているかなと思うのですが、その割合が 23 年度は 51 点何パーセントで、回答があった幼稚園が 8 割くらいで多少ばらつきがあって、中々正確な数字ではないのですが、24 年度が 46.5%、25 年度が 47.5%と、年々増えている傾向でございます。そういうことを考えると、先ほどの小規模園加算を 100 人以下だといくらで、150 人以下だと一律でいくらというような、ちょっときめ細かく出していただくと小規模園としてはありがたいのかなと思います。以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。最初の御発言については、この会議ではそういう御意見もあるということで、何かの時に活かしていただければと思います。

配分の関係で御質問がありました。今日この段階で御質問に答えられる事になりましたらお願いいたします。

○事務局 先ほどの、小規模園加算の中の高額給与調整について、ちょっとだけお話をさせていただきます。

小規模園と大規模園と比較した場合に、小さい幼稚園の場合は非常に経営効率が悪くて経営的に大変でしょうということで、小規模園加算という形で、100 万円加算をさせていただいているということです。そうした場合にその加算を受ける幼稚園の園長先生が基準額、1,000 万を超えるような給与を受けている場合に、それはいかがなものかと。今平均的な園長先生は大体 830 万位の年収だと思うのですが、平均的な園長先生からみた場合にそれがいかがなものかということで高額給与調整を設けさせていただいている、ということで御理解いただければと思います。

○加藤会長 今日皆様方の委員さんの御意見をいただいて、調整を考えるということですので、御意見として更に検討をお願いしたいと思います。他に。では、小林委員さん。

○小林委員 今の所で同じ小規模加算に関して、高校の場合には学校長の年収に対しての制限はないわけですね。

○事務局 高校のお話を申し上げますと、お手元の参考資料 1 を御覧ください。小さい字で恐縮でございますが 1 の基礎配分の配分項目 (1) 人件費の欄を御覧ください。人件費につきましては、右の配分方法の案でございますが、①本務教員人件費というところで当該学校のアとイの額で比較して、いずれか少ない額で配分するとあります。まず、アは前年度決算です。先ほど申し上げました補助対象経費方式ということで、決算額をベースに算出するというところでございますが、(イ)で 760 万円という県内の全日制高校の本務教員の

平均給与額、こちらと実際の本務教員の数を掛け合わせた数、このアとイの少ない方を配分するというので、先ほどの政策誘導の小規模加算ではそのような人件費の多寡を考慮していないですが、こちらの基礎配分の方でそのような要素を盛り込みまして、配分しているという状況でございます。高校の説明は以上でございます。

○加藤会長 小林先生、よろしいでしょうか。

○小林委員 私どもの疑問としましては、幼稚園の園長先生、小規模園の園長先生は年収1,000万もらってはだめだよ。もらったら加算はないよと。950万弱は、それ以上はもらったらだめだよ。高等学校の場合の学校長さんだったらそれはもらっていいよ、というような感じになりますか。そこでちょっと幼稚園の教育長も高校の教育長もそれぞれ重いお仕事で、高校だから上みたいな感じとは限らないのかなと思ったものでお聞きさせていただきました。

今説明いただいたのは、教員全体のお話ですよ。

○事務局 そうです。

○小林委員 高校の学校長さんと幼稚園の園長さんとの比較でこういう差がでるのはどうなのかなと思ったところです。

○加藤会長 今の関係については何か補足でありますか。そういう御意見もあるという事で引き続き御検討いただくという事でよろしいですか。今御説明可能ですか。

○小谷野委員 会長、審議会では、意見を出しても回答はいただけないものなのですか。

○加藤会長 すいません。基本方針を定めるということで、今日の意見をお聞きした上で、次回こういう基本方針でいきたいとして、定めるものですので。もちろん今日御意見いただいたものについては回答がございます。今日の段階で分かればお答えをもらいますし、次回にということであれば。

○事務局 皆様の御意見を踏まえて次回までにお答えさせていただきます。この場でお答えできるものはお答えさせていただきます。

○加藤会長 今日お答えをいただくものはいただきますし、皆様の御意見を踏まえて回答するものは次回回答するという事でございます。では、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 宮崎です。お尋ねいたします。資料2ですが、定員内実員というものがあります。高等学校でいうと50,357名ということですが、私立高等学校の実人数とここに載ってくる人数が違ってきます。国からくる財源は実人数で、これを上回る数字できているのにもかかわらず、定員内実員というものが分からなくて失礼なんですけど、ずれがあると聞いているのですが、その説明をしていただければと。

○事務局 定員内実員の、予算上の積算、積み上げ方法の御質問という事でよろしいでしょうか。

○宮崎委員 私立の高等学校に預けている実際の人数に掛け算で国からお金がかかる、それを県が受けると、実際の人数と違って、そのギャップのお金が生じます。その行方はどうなっているのかと。一般財源だから自由に使えるということもあるでしょうけど、そう

いった実態があるのかどうか、お尋ねしたくて、質問しました。

○事務局 まず、予算の段階ですが、現在の1年生の数、2年生の数がそのまま2年生、3年生に繰り上がりますので、まずその分を足しあげます。翌年度の2年生、3年生は今の1年生、2年生ですからその人数を、まず根拠として計算します。新しく入ってくる1年生につきましては予算上の見込みですのである程度の推測値が含まれますので、実際の定員内実員との乖離が生じているのが現状でございます。定員内実員の考え方というのは、在籍している人数が実員と申しますので、例えば1,000人定員の学校が1,100人入れば、定員内実員は1,000人です。1,000人定員の学校で900人しか実際に在籍していなければ、定員内の実員ということですから900人という事で実際に割れている学校、定員に満たない学校を足しあげていくと、54,000人強と、全日制高等学校の生徒数の実際の定員内実員に達しないということになっています。

○加藤会長 宮崎議員さんの御質問はそういう事でよろしいでしょうか。

○宮崎委員 ちょっと違います。

○事務局 分かりづらくてすみません。もう一度資料2を御覧ください。高等学校を御覧いただくと、先生御指摘のとおり、定員内実員50,375人でございます。これとは別に実員というのが実際の生徒数でございます。これは定員内の実員です。なぜ定員内の実員が書いてあるかといいますと、実際に補助を受けられる算定の基礎となるのは定員内の実員でございます。例えば定員が割れているようなところもありますので、定員に収まっている数字がこの数字です。逆に定員を超えて受け入れている学校もございまして、これら全部積み上げた数字が実員として存在します。

27年度の4月当初でいきますと5万4千強が実員です。国の交付税の標準費の基礎数値となりますので、先生の御指摘は、そこのずれをお話しになっているのかと思います。国からは実員の数、約54,000で交付税が来ているのに、定員内実員は、50,357人なので、超過で国から補助を受けているのではないかという御指摘かと存じます。

○宮崎委員 そのとおり、それをどういたしましょうかという話です。ぜひこちらに振ってくださいという話です。

○事務局 交付税は、一般財源ですので、運営費以外にも当然、高校の運営のために補助をしております。例えば職員の福利厚生のための福利厚生補助や父母負担軽減補助などがあります。これら運営費、福利厚生補助、父母負担軽減補助を単純に積み上げてトータルで比べると国庫補助や交付税より、実際の支出している一般財源の方が若干上回っており、もらいすぎているということはありません。あくまで試算ですけど、支出の方が上回っております。国からもらった財源を余らせているとか、全く違う政策に回しているということとはございません。一般財源だから他の目的でも使えるのではないかという御指摘はいただきますが、我々が企財部長と調整しながらしっかり予算化は努力しているところであります。

○加藤会長 宮崎委員さん、よろしいでしょうか。

○宮崎委員 御説明を踏まえて、そのギャップがあるという事実は承知いたしました。それを活かしてきちんとした形の中で見やすくしていただくことを望みます。よろしくお願いいたします。

それに関連してもう一つよろしいでしょうか。私学に関しては、補助率というものがあります。上田さんが知事になる前は36、37が補助率であったと言うのですが、その運営費補助金が上田知事になって34程度になり、それがずっと踏襲されています。この私学振興助成法からすれば、1/2程度が基準であると聞いています。それに近づけるように努力すべきと思うのですが。それが土屋前知事の時代からパーセンテージが減っていった、そういう現状があることを、この資料にはありませんが、別の資料で見かけたことがあります。こういったことにも努力義務があると感じていますので、意見として述べさせていただきます。

○加藤会長 ただ今のは、学事課への御意見ということでよろしいでしょうか。

○宮崎委員 はい。

○山崎委員 専修学校の意見を述べさせていただきます。先ほどお話しいただいた基本方針とは少し外れるのですが、我々の主体とする職業教育を取り巻く環境が大きく変化しています。私学助成としてもお願いしていくことがあると思いますので、簡単に今の動きを御紹介させていただきたいと思います。

現在の職業教育は、将来に向けての在り方がいろいろ問われていまして、先生方も新聞等で御覧になっていると思いますけれども、仮称ですが、専門職大学の制度化に向けた検討が進められています。なぜ新しい制度が必要かということは、時間がかかりますので省略させていただきますが、既に昨年、有識者会議が終わりまして、今年文部科学省の中央審議会に諮問され、特別委員会が設置されて、検討が進められています。この制度化は2019年の開校を目指しています。そもそも、この検討が始まったのは、専修学校制度と、大学や短期大学などの1条校と呼ばれている学校制度との様々な格差是正を目的として始まったものです。いろいろ議論される中で新しい枠組みが必要だろうということで動き出しているわけです。

専門学校には、こうした制度化を視野に入れた形で先導的試行という位置づけで、職業実践専門課程という認定制度が昨年4月1日からスタートしています。これは企業との連携を図って、より実践的な質の高い教育を担保し、高度化・多様化する人材ニーズに対応することを目的としています。認定基準が厳しく、かなりハードルが高くなっています。学校数でいうと全国でまだ24%弱、学科単位で文部科学大臣が認定する制度ですので、学科数でいうと、やっと25%というところまで。こうした制度の充実した運営に、真剣に取り組めば取り組むほど、運営コストがかかってしまいます。例えば、企業が参加した委員会を設置するとか、企業から講師を派遣をいただくとか、学校から企業に教員を出向かせて勉強させるといったことなど、様々な形で費用が嵩んでしまいます。他にも情報公開条件も設けられ、学校の運営状態や経営状態など、これは死活問題にかかわるような部分も

あるわけです。退学率や入学者数など、本来外に出したくない情報も出さなければなりません。こうした条件を全てクリアしたところが認定されているわけです。これ以外にも、学生の学力低下や、メンタルケアも重要で、学校経営を圧迫しています。

特に、専門学校生は地元志向が非常に強く、地元の企業に就職するという学生が多いのも特徴です。今、埼玉県は高齢化率がNo.1ということで、その対策が急がれていますが、もう一方で地方創生という面で、専門学校は今までも貢献してきています。ぜひそういう観点で私学助成、運営費補助金についても、専修学校各種学校にももう少し手厚い対応をお願いしたいと思います。

先程、今年度の基本方針を御説明いただきましたけれども、教員の研修に対する補助というのは、先ほど言った職業実践専門課程の認定条件でもありますので、非常にタイムリーな内容での加算項目だと思います。私どもで年間教員にかけている研修費は、毎年平均して100万円くらいになっていると思います。

最後に御質問ですが、他の学種については、特別補助というのがついています。内容的にこういうものに特別補助がついているのかは分かるのですが、どのような予算の中からのこの特別補助というのがついているのか。それから専修学校にはこの特別補助という考え方は適用できないのかどうか。これだけお聞きして私からは終わりにしたいと思います。

○会長 それでは、ただ今の御質問にお答えをお願いします。

○事務局 先に幼稚園の方からお答えさせていただきます。参考資料2の一番最後を御覧になってください。幼稚園の場合は、特別補助で預かり保育推進補助というものがございませぬ。通常の幼稚園ですと、標準時間が4時間ですけど、それを超えて長い時間お預かりできる体制を整えている幼稚園に対して、手厚い補助をしております。国の方がこれについて別途、一般補助とは別の補助金の形で交付をしてくれていまして、しかも一般の補助と違って、預かり分については国の方の国庫補助が1/2ということで手厚く交付を受けておりますので、幼稚園の預かり保育につきましては、特別補助ということで対応しております。以上です。

○事務局 高校でございませぬが、参考資料1の4枚目を御覧ください。4枚目の中段に特別補助政策推進経費としまして、幼稚園と同様に国が別途、国庫1/2の補助を出しております。御覧の1から9に準じた取組を実施している学校の実績に応じて加算しているところがございます。

○事務局 専修各種学校につきましては、先ほど、幼稚園、高等学校からは国庫補助に基づく特別補助が出ているという状況でございませぬが、専修各種学校につきましては、そのような国庫補助は受けておりませぬので特別補助はございませぬ。

○加藤会長 はい、よろしいでしょうか。他に御意見があればお願いします。

○近藤委員 では私から。

○加藤会長 関連の質問ですか。

○近藤委員 いえ、違います。本来ですと、山崎委員の前に発言しようと思っていたのです

が、タイミングを逸したので一言だけで終わりますので。先ほど、定員内実員ですか、そこが少し分かりづらいところがありましたので簡単にお話します。例えば、学則定員 100 名の学校が 2 校あったとして、A 校が 1 割減の 90 名、もう 1 校が 1 割増の 110 名とすると、定員内実員というのは 190 です。何が言いたいかという、この数値は必ず少なくなる数値なのです。これを使うことにより、国からもらうお金が若干余る。そして、その余ったお金を他の学校関係のものに回しているということらしいです。ただ、運営費補助という形でできているものですから、やはり運営費に回していただけるとありがたいなと思います。以上です。

○加藤会長 事務局で補足はありますか。先ほど、課長が説明された部分の話でしょうか。

○事務局 先生が仰いました、定員はあるけれども、割れている合計の数値が、先ほど私が申し上げた数字です。国庫補助の単価といいますか、基礎になっていることだけ私の方から補足させていただきます。

○加藤会長 それでは、西川委員からお願いします。

○西川委員 すみません、学校運営の方は、会計士なもので現場に携わっておらず、よく分からないです。ただ、今回検討課題ということで、小規模校の加算についてずっと考えていましたが、先ほど、話がありましたように、定員何名以下に出しますとなると、定員が 1 人を超えたところで対象外になってしまいます。高校で 500 人、幼稚園で 100 人のうち、何らかの理由で 1 人、2 人を超えてしまったときに、100 万円補助までなくなるというのは果たして経営上どうなのかと。幼稚園で 100 万円補助を予定していたのに、たまたま園児が 1 人多かったために対象外となってしまった。これは根本的に補助の考え方が違うのかなと思います。

先ほどの話のように、100 人以下が厳しいということであれば、1 人増えたら、補助が 0 ではなく、定員が 130、150、160、170、180 人と累進的にしてあげて、1 人増えたら 0 ではなく、ちょっと補助額が減るけど頑張っただけといえるような傾斜配分的な、小規模加算ができるのではないか気になりましたので、お返事いただければと思います。以上です。

○加藤会長 考え方について事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局 今の御意見をいただきまして、検討させていただきます。

○西川委員 よろしくをお願いします。

○加藤会長 他に御意見はありますか。

○小林委員 はい。小林です。普段は弁護士として、刑事事件や離婚事件を担当しております。刑事事件を担当すると、やはり、どれだけの教育を受けたかによって将来、社会に適応しながら生きていけるか、それとも道を踏み外して犯罪者になっていくか明確にでてくるなと感じます。それから一旦、犯罪者になってしまうと 1 年、2 年刑期を終えて出てきても手に職がなければ、また無銭飲食したり、犯罪をしたりしてまた刑務所に戻ります。私が国選弁護で弁護させていただく方が前科 20 犯とか 30 犯とか、こうなりますと、もう一生刑務所と行き来となってしまいます。

今刑務所で違う問題になっているのは、介護の問題です。受刑者は刑務所から病院に通います。刑務官はものすごい手が空かない中で、病院通いと介護をやっていらっしゃるのが実情です。

本当に元をただせば教育のところで、特に家庭環境が厳しい方たちのところを手厚く、要するにホワイトカラーになりづらい人たちにしっかりと社会で生きていける力をつけさせていただくような教育を拡充してほしいと思います。

今回、出していただきました専修学校各種学校の教員の外部研修を追加するというのは、大変いいものだと思います。専門学校の方が、場合によっては、10年前、20年前のIT知識で教えられたりすると、卒業した頃には、古いものになってしまいます。本当に最新のものをどんどん身につけさせて学生さんを送り出してほしいなど、それが本当に良い埼玉県の発展につながっていくだろうと思います。お願いします。

○加藤会長 ありがとうございます。小谷野委員さんお願いします。

○小谷野委員 私は県議会議員ですから、細かいところはよく分かりませんが、やはり少子化の中で公立と私学を比べれば、私学が厳しいというのはよく分かります。ですから、やはり、頑張っている学校と、いい加減と言っては失礼ですがあまり頑張っていない学校、ここは頑張っている学校に補助を出してほしいなどと思います。細かい部分は先生の方がよく御存知だと思いますが、また基本的にこの県内に生まれた子供たちが県内の学校に行けて、最終的にこの県内で就職、仕事ができるという風に我々、自由民主党は考えております。ですから、その公立の学校、私学の学校で、いろいろな意見を、この審議会はもう少し意見を聞いた後で答えるという形みたいですが、もう少し具体的に、今すぐ分かるといいますか、皆様プロでしょうから、今の質疑に対して的確に答えてあげないと、やはり時間が経つというのは、審議会としては、あまり良くないかなと思います。ぜひ、そういった意味で、次回も楽しみにしていますが、頑張っている学校にはつけるようにしてほしいと。先ほど、宮崎先生から話がありましたけど、一生懸命やれば定数より生徒数が増えるのは決まっています。ですから、その分もしっかりと考えていただきたいなどと思います。以上です。

○加藤会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の御意見を踏まえて検討をお願いしたいと思います。それでは、他に委員さん御発言はございますでしょうか。それでは、委員の皆様から御発言いただいたようですので、ただ今申し上げましたように、頂いた御意見を踏まえて次回の審議会に向けて事務局で十分精査して頂いて、平成27年度運営費補助金配分基本方針、この案を整理していただきたいと思います。

8 報告事項

○加藤会長 それでは、次に報告事項がございますので、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、報告事項といたしまして、高等学校全日制父母負担軽減補助について

説明させていただきたいと存じます。お手元の資料、こちら 1 枚でございますが、参考資料の前あたりにあると思います。こちらの階段の表を御覧いただきたいと思います、着席して説明させていただきます。

私立高等学校におけます保護者の経済的負担の軽減につきまして、埼玉県では父母負担軽減事業補助を実施させていただいております。この内、全日制の高等学校の状況について御報告させていただきます。「1 平成 27 年度予算における変更点について」でございます。就学支援金制度の所得制限の導入が昨年度からされております。学年進行することによりまして生まれまして財源などを活用させていただきまして、補助制度の拡充を行ったところであります。①低所得者への支援としまして、年収 250 万円未満の世帯に対して、昨年度から奨学のための給付金というものを支給させていただいておりますが、第 1 子の場合の補助額、38,000 円であったものを 39,800 円に増額しました。これが図の中の給付金①とあります、階段の一番上の部分でございます。②施設費等の補助について年収 250 万円以上 350 万円未満の世帯の補助単価を 10 万円から 20 万円に増額しました。実質無償化となります世帯を 250 万未満の世帯から 350 万円未満の世帯まで拡充させていただいたものでございます。これが階段の図の 2 段目、県単補助と書いてあるところ斜め線が引いてあって②と打ってあります。こちらの部分でございます。

次に「2 補助制度のイメージ」、全体の御説明でございますが、この授業料、一番下の部分でございますが、国の就学支援金、色の一番濃い部分でございますが、こちらがベースにありまして、その上に埼玉県単独補助が上乘せさせていただいているという形になっております。更にもう一つ上の段、施設費等その他納付金への補助が、これを埼玉県単独の補助として行っております。また更に、その上の、学校納付金以外の補助として、奨学のための給付金を支給するという形になっております。

最後、「3 父母負担軽減補助の全国順位」でございますが、全国と比べますと、埼玉県の独自補助の生徒一人当たりの授業料の補助単価は 55,955 円と全国第 4 位となっております。1 都 3 県と比べましても、東京都が全国第 10 位、神奈川県が全国第 5 位、千葉県が全国第 24 位ということですので、これを上回っている状況でございます。

以上で、高等学校全日制父母負担軽減事業補助についての御報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 加藤会長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告について何か確認等ございましたらお願いしたいと思いますが、ございますでしょうか。
- 小林委員 一言いいですか。
- 加藤会長 はい、お願いします。
- 小林委員 今、全日制高校の父母負担軽減制度について説明聞かせていただいて、埼玉県の場合だと、大変優秀なことに、近隣の都県に比べて 55,955 円出していただいて、大変喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。他方で、いわゆる同じ年代の専門学校生の親には年間でのどの程度出されているのか気になりましたもので御回答をお願いします。

- 事務局 専門学校生について、高等課程にはほぼ同様の金額を出させていただいております。専門課程につきましては、今年度から新たに授業料軽減補助を国庫補助の方で対応させていただいております。
- 小林委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 加藤会長 他にはよろしいでしょうか。

9 閉会

- 加藤会長 それでは特にないようですので、以上で議事を終了させていただきます。議事の進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。それでは事務局の方に進行をお返しします。
- 司会 委員の皆様におかれましては、本日は大変貴重な御意見をいただきありがとうございました。最後に、次回の審議会の日程についてでございます。現在、調整をさせていただいているところでありますけれども、7月下旬の開催に向けて調整をさせていただいております。日程が決まりましたら、皆様へ連絡をさせていただきます。よろしくお祈りします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。長時間にわたり、熱心な御審議を頂き誠にありがとうございました。

(1時間40分)